イ　下請契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

ウ　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は北陸農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ａ　工事成績70点未満の評定を通知された者。

ｂ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ｃ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

ｄ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑲　低入札価格調査対象工事に係る対策について

①　次に示す段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずることとする。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ　下請け契約状況調査（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

②　上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において北陸農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式による加算点を50％減ずる。

③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合には、その時点で同様の措置を改めて講ずる。）、北陸農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）における入札参加制限を講ずることがある。

④　本工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

⑳　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary (No. 1)

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akira Takamine, Director General of Hokuriku Regional Agricultural Administration Office

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction works for Ichinoshinden Dam, The Kashiwazaki-syuuhen (phase 2), agricultural irrigation project

(4)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M., 22 February, 2012

(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M., 9 April, 2012 (tenders bring with : 9 : 30 A.M., 10 April, 2012 or submitted by mail : 4 : 00 P.M., 9 April, 2012)

(6)　Contact point for tender documentation : Tomoyuki Yamaguchi, Second Technical review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Hokuriku Regional Agricultural Administration Office, 2―2―60 Hirosaka Kanazawa city Ishikawa prefecture 920―8566 Japan. TEL 076―263―2161 ex. 3523

○第２号

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　新川流域農業水利事業　新川河口排水機場ポンプ設備第二期建設工事

(3)　工事場所　新潟県新潟市西区五十嵐３の町地内

(4)　工事内容　本工事は、国営新川流域土地改良事業計画に基づき、新川河口排水機場のポンプ設備の製作・据付工事である。

主ポンプ設備

内径φ4,200㎜横軸軸流チューブラポンプ３台

動力伝達装置　１式

弁類　１式

原動機　１式

補助機械設備　１式

付帯設備　１式

配電設備　１式

操作設備　１式

計装機器　１式

付帯土木工事　１式

(5)　工期　平成27年６月30日まで

(6)　使用する主要な資機材

鋼材　650ｔ

生コンクリート　2,700㎥

(7)～(9)　第１号1(7)～(9)に同じ。

2　競争参加資格

次に掲げる(1)から(12)の全ての資格要件を満足するものとする。

(1)、(2)、(4)　第１号2(1)、(2)、(4)に同じ。

(3)　北陸農政局における対象工事種別に係る平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、機械器具設置工事の認定を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

(5)　施工実績

①　平成８年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものについて認める。）

②　同種工事とは、「チューブラポンプ又は排水ポンプ（スクリューポンプを除く）の製作・据付工事」とし、施工規模が口径2,800㎜以上のものとする。

なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　主任技術者は工場製作段階では専任の配置を要しないが現場据付段階では専任の配置とすること。なお、主任技術者は建設業法第７条第２号に定める者。また建設業法に示す実務経験とは「機械器具設置工事」とする。なお、現地での据付期間は次のとおり予定している。

平成24年10月１日以降から

②　平成８年度以降に上記２の(5)に掲げる工事の施工経験を有する者であること。ただし、当該工事の工場製作のみ、又は、据付のみに従事した場合は、工場製作期間の２／３以上若しくは据付期間の２／３以上の期間の経験を有していること。

③　監理技術者にあっては、工場製作段階では専任の配置を要しないが現場据付段階では専任の配置とすること。なお、監理技術者は建設業法第15条に定める者。また、監理技術者資格者証（機械器具設置工事）及び監理技術者講習修了証（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者であること。

なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。